

義務に関する犯罪収益移転防止法令を遵守するための体制整備等につき適切な意思決定を行っているか。

2 輸出関係

□輸出貿易管理令の運用について

(昭和六十二年十一月六日
輸出注意事項六二第一号
六二貿易局第三二二二号)

最終改正 平成二八・二一・一五輸出注意事項二八第三二号・二〇一六一
〇九貿易局第三号

輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)及びこれに基づく命令の運用を次のように定め、昭和六十二年十一月十日から実施する。
なお、本件の実施に伴い、昭和三十六年三月二十八日付輸出注意事項二六第三〇号(輸出貿易管理令の運用について)は、昭和六十二年十一月九日限り、廃止する。
(注一) この通達の主な関係法令は、次のとおりである。
外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「外為法」という。)
輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。)
輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号。以下「輸入令」という。)
外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号。以下「外為令」という。)
輸出貿易管理規則(昭和二十四年通商産業省令第六十四号。以下「輸出規則」という。)
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。)
仮に陸揚げ貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成十八年経済産業省令第百二号。以下「仮陸揚げ貨物核兵器等開発省令」という。)
輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成十三年経済産業省令第二百四十九号。以下「核兵器等開発等省令」という。)

兵器等開発等省令」という。)

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究(平成十三年経済産業省告示第七百六十一号)
輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある場合を定める省令(平成二十年経済産業省令第五十七号。以下「通常兵器開発等省令」という。)
輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物(平成十三年経済産業省告示第七百五十八号。以下「告示で定める貨物」という。)
輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令(平成四年通商産業省令第三十八号。以下「貨物省令」という。)
輸出貿易管理令別表第二の四の四の項の規定に基づき経済産業大臣が指定する原産地を認認させるべき貨物(平成二十八年経済産業省告示第五十六号。以下「経済産業大臣が指定する原産地を認認させるべき貨物告示」という。)
経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件(平成十二年通商産業省告示第七百四十二号・第七百四十六号)
関税法(昭和二十九年法律第六十一号)
関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)
(注二) この通達の一から二までの項の番号は、輸出令の条項の番号と一致している。
(例) 一 第一条
一 一 第一条第一項
一 一 一 第一条第一項第一号
一 一 一 一 第一条第一号

○輸出貿易管理の対象

輸出貨物(貨物)とは、貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいう。(外為法第六条第一項第十五号参照)

(注1)「貴金屬」とは、金の地金、金の合金の地金、流通していない金貨その他の金を主たる材料とする物をいう。(金地金を使用する物品第十号参照)

また「金を主たる材料とする物」とは、金地金を使用する物品第十号参照その含有する金の重量又は価格が当該物品の重量又はFOB価格の二分の一以上のものをいう。(金箔、金粉又は金液を使用した通常の屏風、陶磁器等は、金を主たる材料とする物とは取り扱わない。)

(注2) 貴金屬、支払手段、証券又はその他債権を化体する証券の輸出については、輸出令の対象とはならず、外為法第十九条及び外為令第八条の規定の対象となる。

○二 輸出の時点

輸出の時点は、以下に掲げる場合を除き、貨物を本邦から外国へ向け送り出すために船舶又は航空機に積み込んだ時とする。

(イ) 船舶又は航空機の輸送の場合、船舶又は航空機を本邦において引き渡した時とし、外国において引き渡すため回航されるものについては、当該回航のため、本邦を出発する時とする。ただし、本邦を出港した船舶であつて、出港後に成立した輸出契約に基づき外国において引き渡すこととなつた場合(いわゆる「洋上売船」)にあつては当該船舶を外国で引き渡した時とする。

(ロ) 本邦の領海又は公海で採捕した水産物等を直接輸出する場合(いわゆる「洋上輸出」)は、当該貨物を外国に向けて輸送を開始した時(外国に向けて輸出する船舶に積み込まれたものについては積み替えた時)とする。

輸出の許可
一〇 根拠

輸出令第一条は、外為法第四十八条第一項及び第二項に基づく規定である。

輸出許可事務の取扱
一 輸出の許可

(1) 輸出許可事務の取扱
外為法第四十八条第一項の規定による経済産業大臣の輸出許可(輸出許可証の訂正、変更、分割及び再交付を含む。)は、別表第一に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課(以下「安全保障貿易審査課」といふ。)(又は経済産業局(経済産業省設置法)平成十一年法律第九号 第十二条でいふ「経済産業局(通商事務所を含む。)(以下「同局」といふ。))又は沖縄総合事務局(内閣府設置法)平成十一年法律第八十九号 第四十三条でいふ「沖縄総合事務局」といふ。以下同じ。の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第十一条の規定により税関長に許可の

権限が委任されているときは、税関が行う。

(2) 輸出許可申請
輸出許可の申請者は、輸出しようとする者本人が原則である。ただし、輸出しようとする者の代理である旨を記載した書面を添付する場合に、代理者が輸出許可の申請をすることができ。

(注) 輸出しようとする者は、およそ貨物の輸出を行おうとする者であり、居住者であるか非居住者であるかを問わない。また、その輸出貨物について所有権を有する者である必要はないが、自己の判断において輸出しようとする者であることを要する。

本邦以外の地域を仕向地としている貨物で仮に陸揚げしたものを輸出する場合は、「輸出しようとする者」は、仮に陸揚げした貨物を輸出するための手段となる船舶又は航空機を運営する者とする。したがって、船会社や航空会社がこれに該当するが、これが本邦において主体的に運営するものとならない場合には、これに代わり船舶代理店又は船舶オペレーター等であつて当該輸出手段を実質的に運営する者がこれに該当する。

(イ) 輸出許可の申請は、輸出規則第一条第一項第一号に規定している輸出許可申請書による。

なお、輸出許可と併せて輸出令第二条第一項の承認を必要とする場合の申請にあつては、輸出規則第一条第一項第三号に規定している輸出許可・承認申請書により行うものとする。

提出部数は二通とする。

(ロ) 申請理由書 一通

申請理由書の記載事項(用紙の大きさは、A列四番のこと)

1 チェックリスト受理番号

2 貨物名(商品名、型番及び等級)

3 該当項目(当該貨物が該当する輸出令別表第一の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに省令の条項号等番号)

4 その他(例えば、無為替輸出手続の場合の経緯や積み戻しの有無の説明等)

(注一) 申請理由書の提出は、別表第三に定めるところにより行うものとする。

(注二) 次のいずれかの場合(特に指示する場合はこの限りではない。に限り、は「い」に限り、輸出許可・役務)「ロ」(ラ)と

のうちに告示で定める貨物であつて、「い」地域①を仕向地とするもの

り 輸出令別表第一の八の項の中欄に掲げる貨物のうち貨物等省令第七号第三号又は本に該当する貨物であつて、「い」地域①又は別表第一の別紙の(注)に定める「ち」地域を仕向地とするもの

又 輸出令別表第一の二四又は一五の項の中欄に掲げる貨物であつて、「い」地域①を仕向地とするもの

① 輸出令別表第一の二六の項に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域(輸出令別表第三の二に掲げる地域に限る。)を仕向地として輸出する場合であつて、輸出令第四号第一項第三号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第四号第一項第三号ロの規定に基づく通常兵器開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第四号第一項第三号ロ若しくは二の規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

② 輸出令別表第一の二六の項に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域(輸出令別表第三の二に掲げる地域に限る。)を仕向地として輸出する場合であつて、輸出令第四号第一項第三号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき、輸出令第四号第一項第三号ロの規定に基づく通常兵器開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第四号第一項第三号ロ若しくは二の規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

(注三) チェックリスト受理番号は、輸出しようとする者が、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室(以下「安全保障貿易検査官室」といふ。)に提出した輸出管理社内規程に対応する企業概要・自己管理チェックリスト受理票の交付を受けている場合にのみ記載する。

(注四) 契約書 一通(許可申請のみの場合には、取引の内容を確認するに及ぶことができる書類をもつて契約書に代えることができる) (例えば、注文書等)

(注五) 契約書は、原則として、政府の許可が得られるまで契約が効力しない旨の規定を盛り込んだものであること。

(注六) 原本を提出する場合は当該原本の写しを併せて提出するものとし、原本を提出せずに写しを提出する場合は(ロ)の証明書を併

通達等

通達等

せて提出するものとする。なお、原本については、内容確認の後、申請者に返却する。

(c) その他の提出書類は、別に定めるところによる。

(d) (b)の書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書一通(ただし、(b)の書類の原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。この場合、当該原本については、内容確認の後、申請者に返却する。)

年 月 日 証明書 経済産業大臣 殿 申請者 記名 押印又は署名 住 所 本申請に係る添付書類のうち、以下の書類の写しについては、私(当社)が保有する原本と相違ないことを証明します。 書類名及び書類番号等
--

- (一) 輸出許可申請書の記載要領については、別表第三に定めるところによる。
- (二) その他、経済産業大臣が必要に応じて上記(ロ)及び(イ)以外の書類の提出を求める場合には、これを提出することとする。
- (三) 輸出許可証の訂正、変更、分割及び再交付
- (イ) 輸出許可証の訂正又は変更については、別表第四に定めるところにより行うことができる。
- (ロ) 輸出許可証の分割については、別表第五に定めるところにより行うことができる。
- (三) 輸出許可証の再交付については、別表第六に定めるところにより行うことができる。
- (4) 輸出許可の適用除外

- (6) 総価額への換算
外国通貨をもつて決済される場合の当該外国通貨と円との換算は、別に定める換算率による。(以下この通達において総価額算定の場合における換算率は、この換算率による。)
- (7) 輸出令別表第一項に規定している総価額の換算については、契約締結日の属する期間の換算率により行う。
- (7) 輸出令別表第一の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可
輸出令別表第一の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。なお、輸出令別表一中、次の表の「輸出令別表第一」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第一」(これに基づき貨物等省令を含む)中「解釈を要する語」の欄に掲げる語は、「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右二欄にわたっているときは、当該「輸出令別表第一」中「解釈を要する語」の欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。
- ただし、輸出令別表第一の一の項から一五の項までの中欄に掲げる貨物であっても、他の貨物の部分をなしているもの(ただし、輸出令別表第一の八の項に掲げる貨物であつて、貨物等省令第七条において「他の貨物」に内蔵されたもの)とされている場合を除く。であつて、当該他の貨物の主要な要素となつていない又は当該他の貨物と分離しがたいと判断されるものは、以下の場合を除き、輸出令別表第一の一の項から一五の項までの中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱ふ。
- (1) 輸出令別表第一の一の項(3)若しくは(13)に掲げる貨物、又は、二の項(3)に掲げる貨物であつて貨物等省令第一条第三号に該当するもの若しくは四の項(6)に掲げる貨物であつて貨物等省令第三条第七号に該当するものが、当該他の貨物に混合されている場合
- (2) ①以外の貨物であつて、当該貨物が当該他の貨物に混合されていその主要な要素となつており、当該他の貨物がその状態で当該貨物の用途に用いることができる場合
- (注1) 他の貨物の部分をなしているとは、ある特定の他の貨物の機能の一部を担っており、かつ、当該他の貨物に正當に組み込まれ又は混合された状態をいう。この場合であつて、出荷に際し、輸送上の理由等により暫時分離するものについては、他の貨物の部分をなしているものと判断される。また、他の貨物が機能

通達等

- 次に掲げる場合は、輸出の許可を必要としない。
- (イ) 輸出令第四条第一項各号の規定に該当するとき。
- (ロ) 輸出令第十二条の規定に基づき、経済産業大臣が貨物を輸出しようとするとき。
- (イ) 米国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令(昭和二十七年政令第百二十七号)第十条の規定に該当するとき。
- (二) 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令(昭和二十九年政令第百二十九号)第三条の規定に該当するとき。
- (5) 総価額の取扱
輸出令第四条第一項に規定している「総価額」は次により取扱ふ。
- (イ) 価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物の場合は、税関の鑑定価格をいう。
- (ロ) 価額の全部又は一部につき支払手段による決済を要する貨物の場合は、当該貨物に係る輸出貨物代金(輸出契約の履行により輸出者が取得する債権の総額)(当該輸出者が当該債権の総額から当該輸出契約の履行に直接伴つて負担する仲介手数料、代理店手数料、領事査証料、検数料その他の輸出に附帯する手数料の金額(その金額が妥当なものに限る))を差し引いて受領する場合は、当該金額を差し引いた残額をいう。
- (注) ① 「輸出契約の履行に直接伴つて負担する仲介手数料、代理店手数料」は、当該輸出契約の内容に仲介手数料又は代理店手数料を支払うべきことに関する定めがある場合(いわゆる「シングル・トランザクション」の場合)における当該手数料に限るものとする。
- ② 「金額が妥当なもの」は、輸出に附帯する手数料の金額が、次に該当する場合とする。
- イ 仲介手数料及び代理店手数料については、その合計額が当該輸出貨物代金の10%以内の金額である場合
- ロ 仲介手数料及び代理店手数料以外の手数料については、その手数料の合計額が輸出貨物代金の5%以内の金額である場合
- ハ 金利に相当するものについては、国際的に通常の取引条件と認められる範囲である場合

するために全く必要のないものや、通常の出荷時とは異なる適利なスペックのものを取り付ける等、正當に組み込まれ又は混合されたものでない場合においては、他の貨物の部分をなしているものと判断されない。

(注2) 他の貨物の主要な要素となつているか否かについては、量、価額などを考慮して判断するものとする。組み込まれ又は混合されている貨物の価額、輸出令別表第一における項の番号の下の括弧レベル毎に貨物を分類し、組込先又は混合先の他の貨物の中に同一の分類となる複数の貨物が含まれる場合には、それらを合計する)が組込先の他の貨物の価額の10%を超えない場合、組み込まれ又は混合されている貨物は組込先又は混合先の他の貨物の主要な要素となつていないと判断される。価額は、初期製造時の市場価格を元に判断することを基本とする。

(注3) 電子部品にあつては、半田付けの状態にある場合には、他の貨物と分離しがたいと判断される。

通達等

輸出貿易管理令の運用について

輸出令別表第1の項	輸出令別表第一中解釈を要する語	解 釈	
1	鉄砲	次のいずれかに該当するものを含む。 イ ライフル銃、カービン銃、リボルバー、ピストル、自動拳銃、自動小銃、空気銃（準空気銃を含む。）、散弾銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの ロ 救命銃（携帯式の救命銃であって、爆発物又は通信回路を含まず、かつ、射程距離が500メートル以下のものとして設計されたものを除く。）、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃 ハ 火砲、榴弾砲、大砲、迫撃砲、対戦車砲、無反動砲	外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品のうち、船舶又は航空機で使用するよう特に設計したものであって、関税法第23条に基づく積込み承認を受けたものを除く。
	銃砲弾	空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲に用いる銃砲弾であって、スポーツ用又は狩猟用のものを含む。	外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品のうち、船舶又は航空機で使用するよう特に設計したものであって、関税法第23条に基づく積込み承認を受けたものを除く。
	輸出令別表第1の1の項(1)の附属品	次のいずれかに該当するものを含む。 イ スコープ ロ 火器消音器 ハ 銃座	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 「銃砲」及び「銃砲弾」の項の右欄に掲げるもの ロ ピストルケース、散弾銃に用いるケース、クリーニングセット、リコイルパット、スリング、スリングスライダー、アムニッションケース又はスナップキャップ
	爆発物	次のいずれかに該当するものを含む。 イ 爆弾 ロ 魚雷 ハ 手榴弾 ニ 発煙弾 ホ ロケット弾 ヘ 地雷 ト ミサイル チ 爆雷	

1080

輸出貿易管理令の運用について

輸出令別表第一の1の項(2)のこれを投下し、若しくは発射する装置	リ 焼夷弾 次のいずれかに該当するものを含む。 イ ロケットランチャー、ロケット砲 ロ ミサイルランチャー ハ 軍用火炎放射器 ニ 軍用の煙幕、ガス又は照明弾の投射装置	
輸出令別表第1の1の項(2)の附属品	産業用の発破器を含む。	地雷探知機を除く。
火薬類	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬、爆薬又は火工品（輸出令別表第1の1の項(1)及び(2)に該当するものを除く。）を含む。 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品を含む。	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5第一号に規定されているがん具用煙火 ロ 火薬類取締法施行規則第1条の5第六号に規定されている緊急保安炎筒（民生用自動車に用いるものに限る。） ハ 「銃砲弾」の項の右欄に掲げるもの
軍用燃料	次のいずれかに該当するものを含む。 イ 火炎放射器用燃料 ロ 焼夷弾用燃料	
火薬又は爆薬の安定剤	次のいずれかに該当するものを含む。 イ エチルセントラリット ロ メチルセントラリット ハ メチルエチルセントラリット ニ N・N-ジフェニール尿素非対称型のもの ホ メチル-N・N-ジフェニール尿素（非対称型のもの） ヘ エチル-N・N-ジフェニール尿素（非対称型のもの） ト 2-ニトロジフェニールアミン	

1081

輸出貿易管理令の運用について

削除	削除
最高規定吐出 し量が1時間 につき5立方 メートルを超 えるもの	温度が摂氏0度かつ圧力が101.30キロパスカルの状態における最高規定吐出し量で、1時間につき5立方メートルを超えるものをいう。
削除	削除
使用中	当該装置で物質を焼却しているときをいう。
供給する部分	次のいずれかに該当するものをいう。 イ 燃焼室に焼却する物質を供給する部分 ロ 燃料と焼却する物質を混合して燃焼室に供給する焼却装置においては燃料と焼却する物質を燃焼室に供給する部分
空気中の物質 を検知する装 置	分析装置を除く。
連続して使用 するように設 計したもの	つねに検知できる状態に維持できるように設計したものをいう。
貨物等省令第 2条第2項第 十二号中の部 分品	他の用途に用いることができるものを除く。
検出器	空気中の特定の物質を識別する機能を有するものをいう。
センサーデバ イス	検出素子等の検出要素部品をいう。
センサーカ ートリッジ	空気中の特定の物質を識別する機能を有するものであって、交換可能なものをいう。 センサーデバイスを有するものを含む。

1110

輸出貿易管理令の運用について

3の2	原料として用 いられる生 物、毒素若し くはそのサブ ユニット又は 遺伝子	原料として用いることができる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子をいう。
	ワクチン	ワクチン医療用のワクチンを含む。人又は動物の疾病を防止するため、接種により免疫の機能を促進するためのものであって、製造者又は使用者が所在する国の規制当局の薬剤規格をもって認可を受けている医薬品で、販売又は臨床試験の実施の認証を受けているものをいう。
	アンデアン・ ポテト・ラテ ント・ウイル ス	Andean potato latent virusをいう。
	水胞性口炎ウ イルス	Vesicular stomatitis virusをいう。
	再構成1918年 インフルエン ザウイルス	別名再構成1918年スペインかぜインフルエンザウイルスともいう。
	テュクロウイ ルス	Choclo virusをいう。
	ハンタンウイ ルス	Hantaan virusをいう。
	豚ヘルペスウ イルス-1	別名仮性狂犬病ウイルス、オーエスキー病ウイルスともいう。
	ポテト・スピ ンドル・チュ パー・ウィロ イド	Potato spindle tuber viroidをいう。
	リッサウイル ス属のウイル	狂犬病ウイルス、ラゴスコウモリウイルス、モコラウイルス、ドゥベンヘイジウイルス、ヨーロッパコウモリリッサウイルス1、ヨーロッパコウモリリッサウイルス2、オーストラリアコウモリリッサウイルスをいう。

1111

輸出貨品管理令の運用について

ス		
ルヨウイルス	Lujo virusをいう。	
貨物等省令第2条の2第1項第二号中のウエルシュ菌		イブシロン毒素を産生するウエルシュ菌の株のみが規制対象であり、食品の試験及び品質管理のために用いられるウエルシュ菌株は除く。
牛肺炎菌(小コロニー型)	Mycoplasma mycoides subspeciesmycoides SC (small colony)をいう。	
志賀赤痢菌	Shigella dysenteriaeをいう。	
山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株	Mycoplasma capricolum subspeciescapripneumoniae (strain F38)をいう。	
コノトキシン	次の全てに該当するものを除く。 イ 医師による権限の下で、試験及びび人に対する投与のために設計された製剤 ロ 発送するために事前に包装された臨床用の薬剤又は試薬 ハ 政府の販売の許可を受けた臨床用の薬剤又は試薬	
ジアセトキシスシルベノール毒素	別名デアセトキシスシルベノール毒素ともいう。	
ベロ毒素及び志賀毒素様リボソーム不活化蛋白質	Verotoxin and shiga-like ribosome inactivating proteinsをいう。	
ボツリヌス菌	次の全てに該当するものを除く。 イ 医師による権限の下で、試験及びび人に対する投与のために設計された製剤 ロ 発送するために事前に包装された臨床用の薬剤又は試薬 ハ 政府の販売の許可を受けた臨床用の薬剤又は試薬	
クラビバクター・ミシガネンシス亜種セペドニカス	ジャガイモ輪腐病の病原菌Clavibacter michiganensis subsp. sepedonicusをいう。	
コクシジオイ	Coccidioides immitisをいう。	

1112

輸出貨品管理令の運用について

デス・イミチス		
コクシジオイ	Coccidioides posadasiiをいう。	
デス・ボサダシ		
コクリオボールス・ミヤベアヌス	イネごま葉枯病の病原菌Cochliobolus miyabeanusをいう。	
コレトトリクム・カーハワイ	コーヒー炭疽病の病原菌Colletotrichum kahawaeをいう。	
ザントモナス・アクソノポディス・パソパー・シトリ	柑橘かいよう病の病原菌Xanthomonas axonopodis pv. citriをいう。	
ザントモナス・アルビリネアンス	サトウキビ白すじ病の病原菌Xanthomonas albilineansをいう。	
ザントモナス・オリゼ・パソパー・オリゼ	イネ白葉枯病の病原菌Xanthomonas oryzae pv. oryzaeをいう。	
シンキトリウム・エンドピオチクム	ジャガイモがんしゅ病の病原菌Synchytrium endobioticumをいう。	
スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティ・ゼアエ	Sclerophthorarayssiae var. zeeaeをいう。	
セカフォラ・ソラニ	じゃがいも smut 病の病原菌Thecaphorasolaniをいう。	
チレチア・インディカ	カルナール黒穂病の病原菌Tilletia indicaをいう。	

1113

輸出貿易管理令の運用について

ブクシニア・グラミニス種 グラミニス・パラエディー・グラミニス	ムギ類の黒さび病の病原菌 <i>Puccinia graminis</i> をいう。
ブクシニア・ストリイフォルミス	ムギ類の黄さび病の病原菌 <i>Puccinia striiformis</i> をいう。
ペロノスクレオスポラ・フィリピンシス	サトウキビと病の病原菌 <i>Peronosclerospora philippinensis</i> をいう。
マグナポルテ・オリゼ	イネいもち病の病原菌 <i>Magnaporthe oryzae</i> をいう。
マイクロシクルス・ウレイ	パラゴムノキ南米葉枯病の病原菌 <i>Microcyclus ulei</i> をいう。
ラルストニア・ソラナセアルム・レース3及び次亜種2	青枯病の病原菌 <i>Ralstonia solanacearum</i> , races 3, biovar 2 をいう。
核酸の塩基配列	次のいずれかに該当する微生物の病原性を発現させる核酸の塩基配列をいう。 イ 核酸の塩基配列又は核酸の塩基配列を転写又は翻訳した生産物を通じて、人、動物又は植物の健康に重大な危害を加えるもの ロ 塩基配列を挿入し、又は組み込むことにより、微生物又はその他の生物における人、動物又は植物の健康に重大な危害を加える能力を高めるもの
病原菌を発現させるもの	病原性についての遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。
第三号若しくは第四号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列	第三号又は第四号に該当するものの遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。

1114

輸出貿易管理令の運用について

遺伝子	遺伝的に改変されているかを問わないもの、又は全部若しくは一部が化学的に合成されたものをいう。 腸管出血性大腸菌(血清型O157又は他のペロ毒素産生株)の病原性を発現させる核酸の塩基配列であって、ペロ毒素又はそのサブユニットの遺伝子情報を持たない核酸の塩基配列を除く。
遺伝子を改変した生物	核酸の塩基配列が交配又は天然の組み換えによって、自然に生じない方法で改変された生物(これらが全部又は一部が人工的に生成されたものを含む。)をいう。 腸管出血性大腸菌(血清型O157又は他のペロ毒素産生株)の病原性を発現させる核酸の塩基配列であって、ペロ毒素又はそのサブユニットの遺伝子情報を持たない核酸の塩基配列を除く。
開発、製造若しくは散布に用いられる装置	開発、製造若しくは散布に用いることができる装置をいう。
物理的封じ込めに用いられる装置	物理的に封じ込めに用いることができる装置をいう。
発酵槽	バイオリアクター、ケモスタット又は連続培養方式を含む発酵装置をいう。
培養容器	発酵槽に組み込まれる容器単体をいう。
使い捨て培養容器	一回限りの使用(装置本体に取り付け、培養のために使用した後、当該培養容器を取り外すまでの使用をいう。)で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないもの(取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。)をいう。
収容装置	密閉式の使い捨て培養容器を、収容、保持又は固定するものをいう。
パラメーター	発酵槽の運転温度、pH、栄養成分濃度、かくはん条件、溶存酸素量、通気条件、泡沫制御を含む。
遠心分離機	デカンターを含む。
流量	遠心分離機の流入口での流量をいう。
クロスフローろ過用の装置	供給液を膜面に沿って流し、透過液が供給液を直角方向に流れるろ過方法を用いたものをいう。 次のいずれかに該当するものを除く。 イ 血液の浄化を行うために専用に設計したもの ロ 次の全てに該当する部分品のみをろ過用の部分品と

1115

輸出貨品管理令の運用について

		して用いたもの (一) 供給液を中空系の外側に流し、透過液が中空系の内側に流れるろ過方法を用いたもの (二) 中空系について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの (三) 供給液の供給口がある側の方向と透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向と供給液の排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にないろ過構造になっているもの
滅菌又は殺菌をすることができるもの	物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。 当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。	
使い捨ての部分品	一回限りの使用(装置本体に取り付け、ろ過のために使用した後、当該部分品を取り外すまでの使用をいう。)で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないもの(取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。)をいう。	
貨物等省令第2条の2第2項第四号の二の部分品	次の全てに該当するものを除く。 イ 供給液を中空系の外側に流し、透過液が中空系の内側に流れるろ過方法を用いたもの ロ 中空系について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの ハ 供給液の供給口がある側の方向及び透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向及び排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にないろ過構造になっているもの	
24時間につき10キログラム以上1,000キログラム未満の水を作る能力	水を基準物質とし、内部の圧力を13パスカルに保持した状態における能力をいう。	
水分蒸発量	1時間あたりの最大の水分蒸発量をいう。	

1116

輸出貨品管理令の運用について

最小の部分品の変更	噴霧ノズルの交換を含む。	
平均粒子径	レーザー回折により測定したものをいう。	
物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	物理的封じ込め施設において用いることができる防護のための装置をいう。	
衣服	フードと一体のものをいう。	
粒子状物質の吸入の試験に用いるように設計された装置	実験動物等に試験する物質を主に呼吸器を通して投与し、生体への影響を観察するために設計された装置をいう。	
噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品	伝染性のエアゾールの形態で生物剤を散布することができないものは含まない。	
粒径	ドップラーレーザー法又は前方型レーザー回折法のいずれかで測定したものとする。	
体積メディアン径	VMD (Volume Median Diameter) をいう。	
エアゾール発生装置	ノズル、回転ドラム方式のアトマイザー又は類似の装置であって、航空機に搭載するよう設計又は改造した装置をいう。	

1117

外国為替・貿易小六法（平成二十九年版）

平成 29 年 3 月 13 日発行

編 集 外国為替研究協会
発売元

東 京 〒 152-0004 東京都目黒区鷹番 3-6-1

電 話 (03) 3712-0144

F A X (03) 3712-3130

振 替 00120-9-85642

定 価 本体 5,400 円 + 税

ISBN978-4-905637-43-1

©GAIKOKUKAWASE KENYUKYOKAI

（落丁、乱丁はお取り替えいたします。）